

議案第20号

鹿児島県道路公社の有料道路事業に係る国土交通大臣の許可事項の一部変更に同意 することについて議決を求める件

鹿児島県道路公社が国土交通大臣に県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る許可事項の一部変更の許可申請を行うことにつき、次のとおり同意することについて、道路整備特別措置法第16条第2項の規定に基づき、議決を求める。

令和7年2月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県は、鹿児島県道路公社が県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る国土交通大臣の許可事項の一部を次のとおり変更することについて、道路整備特別措置法第16条第1項の規定に基づき同意する。

1 指宿有料道路（Ⅱ期）の事業に係る変更

路線名及び工事の区間の項中「延長 28.5キロメートル」を「延長 28.4キロメートル」に改める。

工事予算の項中「21,490,000,000円」を「30,290,000,000円」に改める。

2 指宿有料道路（Ⅱ期）及び指宿有料道路（Ⅲ期）を一の道路として料金を徴収していることに係る変更

料金の項の（注）に次のように加える。

5 有料道路における社会実験への料金適用についての特別措置

有料道路において社会実験として、以下のとおり料金割引又は料金設定が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

有料道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験ごとに実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験ごとに上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

6 企画割引

償還計画に支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引ごとに適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引ごとに企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引ごとに上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

料金の徴収期間の項中「平成2年4月1日から令和24年4月3日まで（換算起算日平成14年11月30日から40年以内）」を「平成2年4月1日から令和28年12月25日まで（換算起算日平成21年12月26日から37年間）」に改める。

（提案理由）

鹿児島県道路公社が県道指宿鹿児島インター線の有料道路事業（指宿有料道路Ⅱ期及びⅢ期）に係る国土交通大臣の許可事項の一部を変更することについて、同意しようとするものである。